

## 76 特別支援学校における看護師等の配置

提出先 文部科学省

### 【提案項目】

特別支援学校において、医療的ケアの充実や地域のセンター的機能の強化を図るため、次の措置を講じること。

#### 1 看護師等の配置基準の新設

看護師、作業療法士（OT）、理学療法士（PT）等の専門職を定数措置できるよう、学校教育法等に位置付け、配置基準の制度を新設すること。

#### 2 医療職等の配置

標準法において算定される教員定数を用いて、一定数の医療職や福祉職等、教員以外の職員を非常勤職員として配置できるようにすること。

### 【提案理由等】

特別支援学校においては、医療的ケア等の対象者が増加するとともに、地域の小・中学校等への巡回相談等、地域のセンター的機能のニーズが極めて高くなっている。また、就労支援の充実が求められている。

1 本県では、看護師、作業療法士（OT）、理学療法士（PT）、言語聴覚士（ST）、臨床心理士に、特別免許状等を授与し、教員とし任用しているが、今後は、医療的ケアや地域のセンター的機能の一層の充実・強化を図るため、看護師、作業療法士（OT）、理学療法士（PT）等の専門職を定数措置できるよう、学校教育法等に位置付け、配置基準の制度を新設する必要がある。

2 医療的ケアや地域のセンター的機能の充実・強化に加え、就労支援を促進するため、標準法で算定される教員定数を用いて、一定数の医療職や福祉職等の教員以外の職員を非常勤職員として配置できるようにする必要がある。